

## ◆ 給付を受ける手続

請求手続は学校が行います。お子様が、「学校の管理下」で災害にあわれた場合の災害共済給付の請求については、各学校にお問い合わせください。

請求に必要なもの

- ①「災害報告書」……学校で作成します。
- ②「医療等の状況」……保護者の皆様で用意していただきます。  
用紙は学校からお受け取りいただき、治療を受けた病院等で月ごとに証明していただきます。  
医師等の証明を受けて学校へ提出してください。  
なお、この証明料については、無料化のお願いをしておりますが、医療機関によっては必要な場合があります。証明を受けるときは、医師等の都合を確かめてからお願いするようにしてください。
- ③設置者は、①と②をセンター支所へ提出します。
- ④センター支所において、審査の上、給付金額を決定し、設置者等を通じて保護者の皆様へお支払いします。

### <個人情報の取扱い>

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、災害共済給付の請求に基づき取得した個人情報については、次のように取り扱います。

- 1 災害共済給付の請求、審査及び支払に関する業務に利用します。
- 2 災害発生の状況については、統計資料など学校における災害防止のための資料として利用する場合があります。
- 3 その他、独立行政法人等個人情報保護法に基づいて適正に取り扱います。

災害共済給付についての説明をホームページに掲載しております。どうぞご覧ください。

<http://naash.go.jp/anzen/>

独立行政法人 日本スポーツ振興センター広島支所

〒730-0011 広島県広島市中区基町 9-32 広島市水道局基町庁舎 10 階

TEL 082-511-2956、2957 給付課（中国・四国担当）  
082-511-2822 業務推進課  
FAX 082-222-2827

## <保護者の皆様へ>

独立行政法人日本スポーツ振興センター

# 「災害共済給付制度」 のお知らせ



◆このお知らせは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要を説明したものです。

## ◆ 災害共済給付制度とは

- ・この制度は、法律に基づいた給付制度です（独立行政法人日本スポーツ振興センター法）。
- ・保護者の皆様と学校の設置者・国が費用を負担しています。

## ◆ 加入手続と共済掛金額

学校では、入学（園）の際、保護者の皆様の同意を得た上で、共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続をとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

共済掛金の額（児童生徒等一人当たり年額）

学校種	一般児童生徒	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460) 円	40 (20) 円
高等学校全日制	1,840 (920)	—
高等学校定時制	980 (490)	—
高等学校通信制	280 (140)	—
高等専門学校	1,880 (940)	—
幼稚園	270 (135)	—
保育所	350 (175)	40 (20)



- (注1) ( ) 内は、沖縄県における共済掛金額です。  
 (注2) 共済掛金のうち、義務教育諸学校では4割から6割を、その他の学校では6割から9割を保護者の皆様に負担していただき、残りを学校の設置者が負担します。  
 (注3) 学校の設置者が「免責の特約」を付けた場合は、一人当たり25円（高等学校通信制は2円）を加えた額が共済掛金となります（免責の特約に係る共済掛金は全額設置者負担となります）。

## ◆ 給付の対象となる学校の管理下の範囲

① 授業中・保育中	例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除、保育の時間
② 学校の教育計画に基づく課外指導中	例 部活動、林間学校、臨海学校
③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④ 通常の経路及び方法による通学（園）中	例 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤ その他	例 寄宿舎にあるとき 学校外で授業等が行われるとき、集合・解散場所との間の合理的な経路及び方法による往復中

## ◆ 給付の対象となる災害の範囲

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷（けが）	学校の管理下での骨折、打撲、やけどなどで、治療に要する費用の額が5,000円以上（注1、2参照）のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病（病気）	学校の管理下の事由によるもので、治療に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食等による中毒</li> <li>・ガス等による中毒</li> <li>・溺水</li> <li>・熱中症</li> <li>・異物の嚥下又は迷入による疾病</li> <li>・漆等による皮膚炎</li> <li>・外部衝撃等による疾病</li> <li>・負傷による疾病</li> </ul>	・同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行います
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った後遺障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円〔通学（園）中の災害の場合1,885万円～41万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円〔通学（園）中の場合1,400万円〕
	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡	死亡見舞金 1,400万円〔通学（園）中の場合も同額〕
	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円

- (注1) 医療費とは、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の保険証を利用して受けられる治療を対象とし、その費用の額も医療保険のきまりによって計算された額を基準にしています。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。  
 (注2) 上表の「治療に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治りまでの医療費の総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のものをいいます（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。）。

### 必ずお読みください（給付が制限されるものとは…）

- 1 自動車事故などで災害共済給付の理由と同じ理由で、相手側から損害賠償（自動車賠償責任保険などから）を受けたときは、その受け取った額の限度で、給付を行わない場合があります。
- 2 センター法以外の他の法令の規定で、国や地方公共団体の負担による給付等（例えば、乳幼児医療費助成制度、ひとり親（母子・父子）家庭医療費助成制度）を受けたときは、その受けた限度において、給付が行えません。
- 3 生活保護法による保護を受けている世帯で義務教育諸学校及び保育所の児童生徒の災害については、医療費の給付が行えません（障害見舞金及び死亡見舞金の給付は行えます。）。
- 4 災害共済給付を受ける権利（請求権）は、その請求ができるとき（病院などで治療を受けたとき）から2年間行わないと、時効によってなくなります。
- 5 多数の住民が被害を受けた風水害・震災等の場合は、災害共済給付が行えません。
- 6 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生の故意又は重大な過失による場合は、災害共済給付の一部又は全部を行わない場合があります。